

## 告 示

### 埼玉県労働委員会告示第三号

埼玉県労働委員会の個人情報保護事務の処理に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県労働委員会会長 小 寺 智 子

埼玉県労働委員会の個人情報保護事務の処理に関する規程の一部を改正する

告示

埼玉県労働委員会の個人情報保護事務の処理に関する規程（平成六年地方労働委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「（昭和三十七年法律第六十号）」を「（平成二十六年法律第六十八号）」に、「第六条又は第七条」を「第二条又は第三条」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「同法第四十八条において準用する」を削り、「第二十一条」を「第二十三条」に改め、同条第七号中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第八号中「異議申立て」を「審査請求」に、「第四十七条」を「第四十五条、第四十六条又は第四十九条」に、「決定」を「裁決」に改める。  
第五条第六号及び同条第七号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

（施行期日）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。